

# 5. 八山系砂防総合整備計画（県全体）

## 住民の生命と身体を守ることを最優先とした砂防事業の推進

～人命を守るためのソフト対策と被害を軽減させるためのハード対策を連携させた土砂災害対策の実施～

### ◇砂防総合整備計画の留意点◇

今後実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査によって土砂災害警戒区域数の増加や被害想定区域の形状が変化するため、調査の進捗に合わせて各施策の見直しを実施します。



## 1. 危険な箇所の明確化・周知 ～土砂災害が発生するおそれのある区域を知るために～

### (1) 土砂災害のおそれのある土地の明確化

- ① 基礎調査の実施  
土砂災害のおそれのある箇所について、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を実施します。また、人家等への影響が見込まれる箇所において、地形の改変等が確認された場合には、見直し調査を実施します。
- ② 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定  
土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として、土砂災害警戒区域の中で建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定します。また、人家等への影響が見込まれる箇所において、地形の改変等があった区域の見直しを実施します。
- ③ 繰返し調査の実施  
概ね5年ごとに既指定区域の状況確認調査、既指定箇所調査を実施します。

【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25

県				
県				
県				
R8(R4~R8までの5年間で実施、その後繰返し)				
県・市町村				
県・市町村				
市町村				
県				

### (2) 土砂災害のおそれのある土地の周知・防災意識の向上

- ① 土砂災害に関する説明会の開催  
土砂災害警戒区域の指定に際し、土砂災害の危険性や土砂災害警戒区域に指定された場合に進められる警戒避難体制の整備や土砂災害特別警戒区域における建物の構造規制について説明会を開催します。
- ② 土砂災害警戒区域公示図書の閲覧  
指定された土砂災害警戒区域を土木事務所および各市町村役場で閲覧できるようにします。
- ③ 土砂災害ハザードマップの作成・配付  
確実な避難を促進するため、土砂災害警戒区域、避難所、避難路等を記載した土砂災害ハザードマップを作成・配付します。
- ④ インターネット・看板による土砂災害警戒区域の周知  
基礎調査が完了した土砂災害警戒区域等の地図情報はインターネットを利用して、県域統合型GISで公開します。また、土砂災害（特別）警戒区域等を示した看板等を設置効果の高い地域において、地元と調整のうえ設置します。

## 2. 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 ～土砂災害から身の安全を確保するために～

### (1) 土砂災害情報（リアルタイム情報）の提供

【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25

- 1) 豪雨時における「土砂災害警戒情報」の提供
  - ① 気象庁との連携による「土砂災害警戒情報」の精度向上  
県と岐阜地方気象台が連携し土砂災害に関する情報や降雨予測データ等を共有することで、より精度の高い土砂災害発生危険度を示す情報を「土砂災害警戒情報」として提供します。また、土砂災害の発生しない平地などを発表対象から除外する取組みをするほか、降雨データ及び災害データを蓄積し、「土砂災害警戒情報」の発表基準値を継続的に見直します。
- 2) 災害予兆発見時の緊急情報の提供
  - ① 緊急観測および緊急情報伝達体制の整備  
平常時および大規模地震後等に地盤の変状を把握した場合に、緊急に変状の進行状況等を観測し、観測結果等を関係機関へ情報伝達するための緊急観測と緊急情報伝達体制を整備します。
- 3) 情報伝達体制の確立
  - ① 情報伝達体制の整備  
土砂災害に関する情報伝達方法を検討し、市町村の地域防災計画に土砂災害に関する情報伝達体制を記載します。また、社会情勢の変化等を反映して、継続的に見直します。
  - ② 情報伝達手段の整備  
現在、整備されている既存の情報インフラ（防災無線、インターネット（ホームページ）、ケーブルテレビ、SNS等）、マスコミ等を効率よく活用し、複数の手法により、確実に情報を伝達してまいります。また、社会情勢の変化や技術革新等を反映して、継続的に見直します。
  - ③ 土砂災害情報の収集・通報、周知の実施  
土砂災害の前兆現象や被災状況など入手した場合は、電話、携帯メール等により、市町村・県へ通報します。市町村・県は、住民から得た情報を集約・共有し、住民に周知します。

県・国				
市町村・県・国				
市町村				
市町村				
住民・市町村・県				

### (2) 安全な避難所・避難路の確保

【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25

- 1) 避難所の安全の確保
  - ① 土砂災害に対し安全な避難所の選定・再確認（地域防災計画の見直し）  
避難所を含む土砂災害警戒区域が存在しています。今後の土砂災害のおそれのある土地を明確にする基礎調査の結果も踏まえ、原則として土砂災害に対し安全な施設を避難所として再選定し、必要に応じて地域防災計画の見直しを実施します。
  - ② 避難所を保全する砂防関係施設整備の実施  
土砂災害特別警戒区域に存在する施設が避難所となっており、他に適切な施設がなく移転も困難である箇所について重点的に砂防関係施設整備を実施します。
- 2) 避難所の機能の強化（避難しやすい避難所へ）
  - ① 避難所における土砂災害情報伝達機器の整備  
避難所は災害時（避難時）に適切に機能を発揮する必要があります。災害に関する情報を集約・伝達するために、土砂災害情報を伝達する機器を整備してまいります。また、社会情勢の変化や技術革新等を反映して、継続的に見直します。
  - ② 住民の立場に立った避難所の確保  
市町村は避難生活の利便性が考慮された機能・設備のある避難所の確保に努め、緊急物資の備蓄等を行います。また、社会情勢の変化や公共施設の整備等を反映して、継続的に見直します。
  - ③ 防災拠点となる公共施設の保全  
防災拠点となりうる公共施設（市町村役場および各支所等）が、土砂災害警戒特別区域に存在する箇所について重点的に砂防関係施設整備を実施します。
- 3) 避難路の安全の確保
  - ① 安全な避難路の確認  
確実な避難を実施するため、住民と市町村により豪雨時にも安全に避難することができる避難路（避難に適さない避難路）を確認します。また、社会情勢の変化や道路整備等を反映して、継続的に見直します。
  - ② 平常時のパトロール体制の整備および定期的なパトロールの実施  
安全で確実な避難を実施するため、自主防災組織や市が主体となってパトロール体制を整備し、大雨後等に道路や河川等の危険箇所をパトロールし、避難路の安全性を確認します。
  - ③ 孤立する可能性の高い集落への対策  
災害時に道路の寸断等により孤立し、土砂災害の被災の恐れがある集落に対し、情報伝達手段や必要物資などの整備を行います。また、社会情勢の変化等を反映し、継続的に内容を再検討、対策の強化を図ります。
- (3) 要配慮者（自力で避難できない人）への対策
  - 1) 要配慮者の把握
    - ① 要配慮者利用施設の把握（地域防災計画の見直し）  
県は土砂災害警戒区域に関する基礎調査の結果を提示し、市町村はこの結果を踏まえ、土砂災害警戒区域内に存在する要配慮者利用施設を把握し、必要に応じて地域防災計画を見直します。
    - ② 避難行動要支援者の把握  
県は土砂災害警戒区域に関する基礎調査の結果を提示し、市町村はこの結果を踏まえ、福祉担当部局等の関連部局が連携し、土砂災害警戒区域内に住する在宅の避難行動要支援者の把握に取り組みます。
  - 2) 要配慮者利用施設の安全の確保
    - ① 要配慮者利用施設を保全する砂防関係施設整備の実施  
要配慮者利用施設が、土砂災害特別警戒区域に存在する箇所を対象に重点的に砂防関係施設整備を実施します。
    - ② 要配慮者利用施設への警戒避難情報の伝達方法の確立  
要配慮者は、土砂災害発生危険が高まった時に、通常よりも早めの避難準備・避難開始が必要となります。そこで、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対する市町村からの警戒避難情報の伝達方法を地域防災計画に記載します。また、社会情勢の変化等を反映して、継続的に見直します。
    - ③ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援  
県および市町村は要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援します。
  - 3) 在宅の要配慮者の安全の確保
    - ① 避難支援を可能にする環境づくり  
市町村の防災部局、福祉部局等の関連部局と地域住民が連携し、在宅の要配慮者に対する避難支援を可能にするため、個別計画の策定等を行います。また、社会情勢の変化等を反映して、継続的に見直します。
    - ② 過疎地域等の高齢者割合が高い地域への対策検討  
要配慮者数の割合が高く、災害発生時の助け合いが困難な地域（限界集落）について、対策を検討します。
- (4) 防災意識の向上
  - 1) 避難訓練
    - ① 土砂災害を想定した避難訓練の実施  
これまで地震や風水害に重点が置かれていた防災訓練について、土砂災害の想定も加えた実践的な訓練を実施します。

市町村				
県				
市町村・県				
住民・市町村				
県				
住民・市町村				
住民・市町村				
市町村				
市町村・県				
住民・市町村・県				
市町村				
県・市町村				
住民・市町村				
住民・市町村・県				
住民・市町村・県				

	【整備目標期間】			
	R5	R10	R15	R25
2) 防災教育・学習				
① 小中学生を対象とした土砂災害に関する教育の実施 「総合的な学習の時間」の支援、「出前講座」の実施、「親子砂防バス見学会」の開催など、将来を担う次世代への防災教育、防災学習を行います。	住民・市町村・県			
② 地元防災リーダーの育成 地域の防災力を向上させるため、地域の防災リーダーを育成します。また、消防団等の自主防災組織における活動を支援します。	住民・市町村・県			
③ 行政職員・福祉関係者を対象とした勉強会の開催 土木、防災、福祉担当部局などの行政職員および介護保険事業者などの福祉関係者を対象に、土砂災害に関する勉強会を継続的に開催します。	市町村・県			
④ 適切な避難に向けた防災学習 豪雨時に行政等から提供される情報や自宅周辺での前兆現象を理解し、土砂災害発生の危険性を予測し確実な避難を行うために、日頃から土砂災害や警戒避難に対する知識を高めます。	住民・市町村・県			
3) 広報活動				
① 土砂災害や砂防事業に関するイベントの開催 土砂災害や砂防事業を身近なものとして、住民に興味を持ってもらえるように、土砂災害防止月間を中心にイベントを開催します。	市町村・県			
② 岐阜県さぼう遊学館の運営 羽根谷だんだん公園に併設する「さぼう遊学館」を最大限に活用し、土砂災害に関する知識や適切な避難の方法を学べるような施設運営を行います。	市・県			
③ 土砂災害の伝承 災害についての貴重な体験等を大切に、災害に関する資料を整理・公表するとともに、できるかぎり体験者の生の声を後世に伝えていきます。	住民・市町村・県			
④ 歴史的砂防施設の継承 歴史的に貴重な砂防施設を次世代に継承していくとともに、関連する資料を保存していきます。	市町村・県			

	【整備目標期間】			
	R5	R10	R15	R25
2) 砂防指定地等の適正な管理				
① 砂防指定地内行為等の許可制による行為規制 土砂災害を未然に防止するため、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域内において土砂災害の発生を助長させるような行為は、基準に従ったものに限って許可をおこないます。	県			
② 砂防指定地等の指定区域を周知する看板の設置 土砂災害の発生のおそれがある土地を知らせるため、法規制区域（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）、土砂災害警戒区域等に対し、現地に看板を設置します。	県			
③ 不法行為の監視 土砂災害を未然に防止するため、土砂災害の発生を助長させるような不正な行為が行われないように、指定区域を監視します。	住民・市町村・県			
④ 砂防指定地等区域の追加、見直し 土砂災害を未然に防止するため、砂防指定地等区域の追加指定、見直しを実施します。	県			
⑤ 土砂災害警戒区域等のパトロール 土砂災害から生命・身体をできる限り守るため、岐阜県砂防ボランティア協会等の協力を得ながら、土砂災害警戒区域等に対し定期的にパトロールをおこないます。	住民・市町村・県			
3) 森林の適正な管理				
① 間伐の推進 災害に強い森林づくりを進めるため、間伐が計画的に行われています。砂防事業では、間伐材の使用に努め、間伐の推進に協力します。	住民・市町村・県			
(3) 大規模災害への対応				
1) 大規模災害への対応				
① 緊急輸送道路を保全する砂防関係施設整備の実施 災害時に救急活動等に必要の人員及び物資の輸送ができるよう、砂防関係施設を整備し、緊急輸送道路を保全します。	県・国(直轄施工範囲)			
② 集落を保全する砂防関係施設整備の実施 災害時に被害が甚大となる集落が、土砂災害警戒区域に存在する箇所を対象に砂防関係施設整備を検討します。	県			
2) 火山噴火対策				
① 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減(減災)するため、焼岳、御嶽山、白山、乗鞍岳において、関係機関が連携して「火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定します。	市村・県・国			
② 火山噴火対策 火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が協力して、緊急ハード対策に向けた資機材等を整備するとともに、雨量計、水位計、地震計、監視カメラなどにより火山活動を監視します。 また、緊急時には、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施します。	市村・県・国			
(4) 砂防関係施設の適正な維持管理				
① 岐阜県砂防関係施設長寿命化計画に基づく維持管理の実施 県は、既に整備された砂防関係施設が適切に機能を発揮するように、適正な維持管理を行い機能の確保に努めます。劣化損傷が進行した段階で補修を実施してきた従来の事後保全的な維持管理から、計画的な定期点検による劣化損傷の早期発見及び軽微な段階での補修を実施し、予防保全的な維持管理を図ります。	県			
② 既存砂防えん堤の除石等の実施 県は、既存砂防えん堤の機能が適正に発揮されるよう、既存えん堤の除石や伐採を実施します。また、出水等により異常堆砂がみられた場合は速やかに除石等を実施します。	県			
(5) 流域治水(砂防)の推進				
① 土砂・洪水氾濫対策の実施 県は、土砂・洪水氾濫のリスクの高い流域を抽出し、人家や道路・鉄道等の重要なネットワークインフラ等の立地状況やまちづくり計画等を踏まえたうえで、下流の市街地に対し、効率的な施設配置計画を策定していきます。	県			
② 流域流木対策の実施 県は、流域全体の流木被害を防止・軽減するため、林野事業と砂防事業が対策の実施に向けて情報共有等連携を実施していきます。	県			
③ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの実施 県は、市町村や都市部局と連携し、防災まちづくり(安全な場所への居住)や、ハザードマップの作成・周知、避難訓練、警戒避難体制の整備に対する支援を実施していきます。	市村・県・国			

### 3. 土砂災害に対する安全な県土づくり ～土砂災害を未然に防ぐために～

	【整備目標期間】			
	R5	R10	R15	R25
(1) 土砂災害特別警戒区域の適正な土地利用への誘導				
① 特定の開発行為に対する許可制による立地抑制 土砂災害特別警戒区域においては、住宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可します。	県			
② 建築物の構造規制 土砂災害特別警戒区域において、居室を有する建築物を新築または改築する際には、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認をします。	市・県			
③ 既存不適格住宅の移転の支援 土砂災害特別警戒区域内の著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。また、住宅の移転に対しては「住宅金融支援機構の融資」、「がけ地近接等危険住宅移転事業」等を活用して支援します。	市町村・県・国			
(2) 土砂災害のおそれのある箇所の適正な土砂管理				
1) 砂防関係施設整備による土砂災害発生源の拡大防止				
① 土砂災害発生箇所および発生のおそれのある箇所における砂防関係施設整備の実施 災害発生予兆時および災害発生時には、緊急に対応をとり、施設を整備します。	県・国(直轄施工範囲)			
② 活動中の地すべりに対する対策 現在活動中の地すべり防止区域の対策を実施します。	県			
③ 地すべり危険箇所の継続的監視 地すべりの被害を最小限にとどめるため、予兆を迅速に把握すべく、これらの地すべり危険箇所を対象とし、カルテ(台帳)を整備のうえ、継続的な監視を実施します。	県			
④ 下流域での河床の安定化に向けた土砂流出のコントロール 荒廃した山地を源流域に持つ河川では、そこから流れ出す土砂によって河床が上昇し洪水氾濫が発生し、流域全体にわたって大きな被害をもたらします。このような河川において、上流域で山腹工等により土砂流出を抑制するとともに、透過型砂防えん堤の設置などにより、平常時には無害な土砂を流下させ、土砂流出をコントロールします。	県・国(直轄施工範囲)			
⑤ 流木対策の実施 治山部局等による森林の適正管理とあわせ、砂防堰堤については、流木を捕捉する機能の高い透過構造を有する施設の整備をします。	県・国(直轄施工範囲)			
⑥ 環境に配慮した砂防施設整備の推進 周辺の環境に配慮した施設整備を推進します。 既設魚道の点検を実施し、対策が必要な魚道の補修等を実施することにより、魚道の機能を回復・改善します。	県・国(直轄施工範囲)			

	【整備目標期間】			
	R5	R10	R15	R25
(3) 大規模災害への対応				
1) 大規模災害への対応				
① 緊急輸送道路を保全する砂防関係施設整備の実施 災害時に救急活動等に必要の人員及び物資の輸送ができるよう、砂防関係施設を整備し、緊急輸送道路を保全します。	県・国(直轄施工範囲)			
② 集落を保全する砂防関係施設整備の実施 災害時に被害が甚大となる集落が、土砂災害警戒区域に存在する箇所を対象に砂防関係施設整備を検討します。	県			
2) 火山噴火対策				
① 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減(減災)するため、焼岳、御嶽山、白山、乗鞍岳において、関係機関が連携して「火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定します。	市村・県・国			
② 火山噴火対策 火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が協力して、緊急ハード対策に向けた資機材等を整備するとともに、雨量計、水位計、地震計、監視カメラなどにより火山活動を監視します。 また、緊急時には、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施します。	市村・県・国			
(4) 砂防関係施設の適正な維持管理				
① 岐阜県砂防関係施設長寿命化計画に基づく維持管理の実施 県は、既に整備された砂防関係施設が適切に機能を発揮するように、適正な維持管理を行い機能の確保に努めます。劣化損傷が進行した段階で補修を実施してきた従来の事後保全的な維持管理から、計画的な定期点検による劣化損傷の早期発見及び軽微な段階での補修を実施し、予防保全的な維持管理を図ります。	県			
② 既存砂防えん堤の除石等の実施 県は、既存砂防えん堤の機能が適正に発揮されるよう、既存えん堤の除石や伐採を実施します。また、出水等により異常堆砂がみられた場合は速やかに除石等を実施します。	県			
(5) 流域治水(砂防)の推進				
① 土砂・洪水氾濫対策の実施 県は、土砂・洪水氾濫のリスクの高い流域を抽出し、人家や道路・鉄道等の重要なネットワークインフラ等の立地状況やまちづくり計画等を踏まえたうえで、下流の市街地に対し、効率的な施設配置計画を策定していきます。	県			
② 流域流木対策の実施 県は、流域全体の流木被害を防止・軽減するため、林野事業と砂防事業が対策の実施に向けて情報共有等連携を実施していきます。	県			
③ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの実施 県は、市町村や都市部局と連携し、防災まちづくり(安全な場所への居住)や、ハザードマップの作成・周知、避難訓練、警戒避難体制の整備に対する支援を実施していきます。	市村・県・国			